

2012年11月8日

大津地方裁判所 民事部

裁判官 長谷部 幸 弥 殿

福井原発訴訟を支える会会長 福田 章典

福井原発訴訟原告団団長 辻 義 則

福井原発訴訟の一刻も早い再稼働禁止及び運転差し止めの決定を求める要請書

福島第一原発事故を目の当たりにした私たちは、原発の過酷事故が、いかに広範な地域を長期にわたって放射能で汚染し、膨大な数の人達に深刻な被害を与えるかを思い知らされることになりました。そして、滋賀県民は、県北部からは約20km、県庁所在地の大津市中心部からでも約80kmしか離れていない若狭湾沿岸に、13基もの原子炉が立ち並んでいるとの恐ろしさを再認識したのです。私達の生命、身体、健康を守り、近畿地方1400万人の命の水である琵琶湖を守り、この美しい近江の環境を次の世代に引き継いで行くためには、若狭湾の原発を止めるしかないとの思いから、今年の8月2日、関西電力株式会社を相手どって大津地裁に対し、当時定期検査で運転停止中であった7つの原子炉について、再稼働禁止を求める仮処分を申立て、次いで11月8日、大津地裁に対し、日本原子力発電株式会社を相手取り、当時定期検査で運転停止中であった敦賀1号機、2号機について、再稼働禁止を求める仮処分を申し立てました。この申し立てから、すでに1年と3ヶ月が経過し、10回を越える審尋が行われ、「ほぼ双方の主張が出揃った」状況にあり次に予定されている11月19日の期日をもって関西電力関係については「結審」となるのか、との期待もあります。

そもそも、私たちが若狭湾の原発群について再稼働の禁止を求めて仮処分の申し立てをしたのは「原発を急いで止めなければならない。ことは緊急を要する」との判断からのものでした。と同時に、「何故止めなければならないのか」については全面的に立証する立場を敢えて採ったことから長期の審尋と膨大な主張書面ならびに書証の提出とならざるを得なかったという経緯があります。そして、この間に国民世論は大きく変化し、原発からの脱却は圧倒的世論となりつつあることも承知のとおりです。

多くの国民の反対を無視して強引に政府が決定した大飯原発の再稼働も電力需給の逼迫などとは関係のないものであったこと、関西電力の経営戦略に政府が与し加担した重大な犯罪であったことも明らかです。原発問題を通じて政府が電力事業者などの財界とアメリ

カの圧力と意向を優先し国民の生命と安全、かけがえのない自然環境の保全などを一顧だにしないものであることも白日のもとになりました。

いま、政治と業界が癒着し暴走をしている時、最後の拠り所としての司法への期待があります。この間、司法はこの国民の期待を裏切り続け、「司法、愚政に屈せど、民意は滅びず」と指弾された歴史を乗り越え人類の進歩と発展に沿う歴史的判断を求められていると私たちは考えます。

「原発」が、いったん事故を起こせば人類の生存と地球規模での自然環境破壊など重大な損害と被害をもたらすことは明らかです。また、運転し続けることによって生み出され、溜り続ける「核のゴミ」問題の解決策ありません。事故が起こる可能性を全面的に排除できない限り、明日、起きる危険性も否定できません。過酷事故が起きても制御できないものは「止める。廃炉にする」しかありません。

大津地方裁判所におかれては、これらの諸事情を直視し、多くの国民・県民の期待に応え、歴史に残る決定を速やかに下されることを期待し下記のことを要請します。

記

一日も早く、若狭湾の原発群について再稼働禁止及び運転停止の決定を出し、滋賀県民と近畿住民の安全に生存する権利を擁護する判断を下すこと。